

平成14年度第4回 宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会 議事録

日 時：平成14年11月22日（金） 午前10時30分から正午まで
場 所：宮城県行政庁舎 4階 特別会議室

出席委員：宮本 和明 委員 浅野 孝雄 委員 加藤 和子 委員
木下 淑恵 委員 林山 泰久 委員 山田 晴義 委員
山本 和恵 委員

司 会 それでは、ただいまから平成14年度第4回宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会を開催させていただきます。

本日は、宮本部長を初め7名の先生方にご出席いただき、定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

なお、五嶋委員につきましては、本日所用のため欠席されております。

また、宮城県の企画部長、企画部次長につきましては、本日宮城県議会のため欠席しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、お手元のマイク的使用方法についてご説明申し上げます。

ご発言の際は、まずマイクを立てて、次に右下のマイクスイッチをオンにして、オレンジ色のランプが点灯したことを確認してからお話しいただきたいと思えます。発言が終わりましたら、マイクスイッチをオフにしてくださいと思えます。ご面倒をおかけいたしますけれども、よろしくお願いいたします。

それでは、これより会議に入ります。

会議の議長は、宮本部長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

宮本部長 お忙しい中、朝からお集まりいただきまして、ありがとうございます。
会議に入りたいと思えます。

まず、議事録の署名委員をご指名したいと思います。お二人をお願いしたいと思いますけれども、今回は五十音順ということで加藤委員と木下委員をお願いしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

宮本部長 それでは、加藤委員と木下委員、よろしくお願いいたします。

次に、会議の公開についてでございますけれども、当会議は公開としております。傍聴人の方をお願いしたいと思います。傍聴に際しましては、本会場に表示しております「宮城県行政評価委員会傍聴要領」に従うようお願いしたいと思います。また、写真撮影、録画等につきましては、事務局職員の指示に従い、会議の妨げにならないようにご協力をお願いしたいと思います。

それでは、次第に従いまして会議を進めてまいります。その前にちょっと今日の会議の趣旨を私の方からご説明したいと思います。

今日の会議は、私の方から事務局をお願いして招集していただいております。

後ほど事務局からのご説明を受けてからの方がいいかと思うんですけれども、私

どもが答申をいたしました、答申をしたのはいつだったのでしょうか、8月7日でございますね、8月7日に答申した後、県の方でいろいろな対応をとっていただいております。その対応につきまして、特に評価書だとか、そういうものを事務局の方からご説明をいただきました。それで、その内容につきましてどう考えるのかということは、一つ我々の中でも議論すべきではないかなというふうに思いました。

その後、色々議会の中でも調査予算だとか何かに進んでいるということも後でご説明がありますけれども、その中で、実は我々が8月7日に答申した後、一月、二月の間にそういうことは進んでいっているということでございます。その中で、我々の答申の中には、かなり重いものといいますが、かなり時間がかかるようなものも入っておりますが、予算のスケジュールの中でそういう形で動いてしまっているというところに、私は強い懸念を覚えました。

実は、それも制度的にはどうしたらいいのか、ちょっとわからなかったということで、この部会のいわゆる親委員会として行政評価委員会がございますが、その親委員会が開かれるのは1月ということでございますので、そのときに物を申し上げてもかなり時間がたって、遅れてしまっていると。逆に、この部会として何も発言をしないということは、一般的常識から考えれば今の県が進めておられることに対して部会としても承認しているという形に一般的にはとられてしまうだろうというふうに思います。

それで、事務局の方とご相談した結果、部会長が招集できるという規定があるということですので、一度この部会を開かせていただいて、委員の皆様方からの忌憚のないご意見を頂いて、一つは今回答申した件について、そして、今後のこの大規模事業評価部会ということのあり方について、あるいはその進め方について、一つの事例を基に検討するのも意味があるのではないかなと。それなるべく早いうちにしなければ、あらゆる意味でタイミングを失するのかなと思いましたが、この忙しい時期に申し訳ないんですけども、お集まりいただいたという次第でございます。

それでは、そういう背景ということで、次第の2に入りたいと思います。

報告でございますが、先日答申いたしました宮城県農業短期大学再編整備推進事業に係る大規模事業評価について、ここで3回にわたりこの部会で審議を行い、8月7日に知事に対して答申を行いました。

答申後の県の対応につきまして、事務局の方からご説明をお願いしたいと思っております。今日は、時間も限られておりますので、特に答申の後、いわゆる評価書について、どこがどれだけ変わったのかを中心に説明いただければと思います。

では、よろしく申し上げます。

事務局 それでは、提出資料として参考資料1から5までお手元にお配りしておりますので、この参考資料に従ってご説明をさせていただきます。

まず、一つ目は参考資料1、A3の部分と、それから前に、確かお配りしたことがあるかと思いますが、A4の分、基本的なフローでございますが、これについてからご説明をさせていただきます。

まず、A4の部分はこんな形で、大規模事業評価部会がどう関わるかという部分で説明させていただきました。これをちょっとこのままというわけにはいきませんが、A3に実態としてこの前、14年度に評価いただきました短期大学の

整備事業についての日にちを入れたフローを入れさせていただきました。上が一般的に流れるであろうという基本的な、いわゆるタイムスケジュールの形です。

上と下の違いは、上の場合は通常当初予算でもって、当初予算のために部会を開くというか、評価をしていただくということからして、当初予算というのは2月議会でやります。ところが、農業短期大学の場合は、9月補正でやりたいということで、かなり急いでやって部会を開かせていただきました。下の方に日にちがありますが、5月28日に諮問をされまして、3回の部会でやりまして、答申が8月7日でした。9月4日にこの評価書、いわゆる5条の書面から10条の書面を作り替えたといえますか、書き加えたという部分が、9月4日にできています。これらが9月4日同日付で公表されましたし、またこれは条例に基づきまして議会に対して報告しております。

上の方に矢印がございますが、いわゆるこの間、9月11日からと9月議会が始まったわけでございますが、その前に予算の作成とかがあって、議会でこれが審議され、それでこの時には予算としては2,690万円の要求をしております。そして、承認されております。中身といたしましては、この事業着手という、箱に書いてありますけれども、例えば実施計画の策定については800万円、それから下の方にある基本設計委託費としては1,600万円。こんな感じで2,690万円が承認されたというふうな形になっています。

それで、下の方にいわゆる部会関係の中で、部会からの答申の内容についても公表しておりますし、またこれは条例上異論はございませんが、委員会に報告しております。

次の資料2についてご説明いたしますと、今お話ししました答申内容の公表の仕方はどういう形で委員会に報告されたかというのは、資料2でございます。これは、8月21日、常例の委員会でございますが、総務企画委員会に配付した資料でございます。それぞれ委員会がございますが、この資料は他の委員会にも配付されております。ですから、全議員に配付されるというふうな形になります。

この答申についてということで1番から4番までは規定でございまして、県の対応についてとか、いわゆる事業としての概要という形で1枚にまとめまして、次のページお開きいただきたいと思いますが、これが答申内容でしたという形で議会に説明をされております。

なお、評価書についても議会に報告してありますが、これについては議長あてに文書で出すようになっておりまして、これは9月議会の招集日に議場で配付されるという形となっております。

次に、資料3についてご説明したいと思います。

資料3は、それでは評価書が、どういうふうにできたかということでございます。この評価書については、前もって先生方にお配りいたしました。この中でこのかがみについては、評価書というような体裁を整えたもので、5番までは既定の事実でございまして、6番は評価の結果という形で、基本的には事業を推進していくというふうな評価結果を出しましたよと。それで、その(1)から裏の(8)まで。これについては、規則の第17条に、例えば社会情勢から見て必要なものであることなど8項目ございますが、これについて概略を述べている。

次のページでございますが、資料1とありますが、事業の概要、これは変わっていませんので、このまま最初に作ったものと同じものでございます。3ページまで

同じです。

次に、資料2、別紙のような形で、また1ページからに始まりますが、ここが、いわゆる県が評価書として完成させたものでございます。この中で、アンダーラインが引いてある部分がございます。引いてない部分は、最初に県が作った5条の書面と申しますか、評価をするための書面でした。それに3回の部会、特に2回目の部会のときに説明したものとか、そういうものについて書き加えたものがこのアンダーラインを引いた部分でございます。それが4ページ、5ページとありまして、9ページをご覧いただきたいと思います。9ページと11ページにマーカーをつけておきました。これは、第3回、8月7日に答申いただいたその後に、その後にと申しますか、再度つけ加えたものがこのマーカーをした部分でございます。

次に、参考資料4について説明させていただきます。

左側が部会から出た10項目の、いわゆる意見と、最後に11番で提言の中に入っていた部分でございますが、その10項目についての部分です。次に評価書にどう答えているかというのが、真ん中の部分です。これが評価書に書いていた部分でした。その後、県の対応として具体的にどうなのかということについてが右端の部分です。例えば1番については、ニーズを把握する必要があるのではないかということに対して、評価書では15年度に実施する予定であり云々とあります。それは具体的にどうかと言えば、カリキュラム案をもとに来年度の進学希望とか、採用動向調査を行うことにしております。そして、それを踏まえてカリキュラムの最終決定を行うということでございます。そういうものが、それぞれ意見に対してずっと並べさせていただきました。

最後の4ページのその他についてちょっと触れさせていただくと、これは答申書の前段で、4段落目にありましたが、下記に掲げる事項など必要な調査、検討、その他措置を講じた後に、改めて問題がないかどうか確認して、その結果を県民に十分に知らせた上で実施すべきと、これは全体的なことでありました。

その分について、これは評価書にはありませんでしたが、県の対応として新学部の教育過程とか、教員、組織の編成等について、「宮城大学食産業学部（仮称）設置準備委員会」を設置して、これらの検討の中でホームページに掲載するとか、いわゆる可能な限り情報を出しますということが書いてあります。

そこでこの設置準備委員会というのはどういうものかといいますと参考資料5、この参考資料5は、これは県立大学室で作ったものでございます。これをちょっとコピーをしたのですが、例えば13年度に基本構想検討委員会、これを開いていました。そして、そのずっと延長線上に設置準備委員会各部会の開催ということがあって、細い線になって開学17年までつないであります。聞いてみますと今年の10月24日に設置準備委員会を設立したということでございます。

その内容を、次のページに、内容といいますか、参考までにこの設置要綱をつけさせていただきました。第2条の所掌事項としては、教育過程の編成及び教育方法に関する事とか、教員組織の編成に関する事。それから施設及び情報ネットワークの整備とか、いわゆる産業界との連携。こういうことについて17年まで、一番下の附則の中にあるんですが、10月24日に施行し、これを17年3月31日まで続けるということのようです。

次のページが、これに入ったものですからそのままつけたんですが、いわゆるこの構成メンバーで親委員会と、それから3ページには教育過程部会の専門部会、カ

リキュラムに関してこの先生方、そして、次の4ページには教員採用専門部会というふうな形でやっていくということでございます。

非常に簡単ですが、ご説明をさせていただきました。

宮本部部长 どうもありがとうございました。

以上のことでございます。それで、今こういう形で予算が組まれたり、あるいはこの事業を実施するという決定、これももちろん県の権限でございますので、それに対して我々は口を挟む立場ではないとは思いますが、ただし、大規模事業評価をした立場として、今こういう形で進んでいることに対して、何も我々が発言しないということは、大規模事業評価に対してすべて満足のいく評価といたしますかね、事業の事前の評価というのをやっていただいたというふうに認めることとなりますので、その点では強い懸念を持ったというのは、先程最初に申し上げた次第でございます。

一つ確認でございますが、この参考資料の3の評価書の中でアンダーラインを引いていただいているのは、3回開かれたこの部会において、質疑応答の中で出てきた項目のうち一番最初のこの評価書に書いていなかったから付記されたということですね。(「はい」の声あり)

ということは、少なくとも部会の中でご説明いただいた項目ですね。部会が出した10項目の答申は、アンダーラインの部分を含めた説明に対して行ったものです。そういう立場からすれば、その後につけ加えた部分は黄色のマーカでつけていただいている3カ所のみというふうに判断してよろしいでしょうか。(「はい」の声あり)

というのが、事実であると私は認識しておりまして、そういうものでいかがなものでしょうか、というのが一つでございます。いかがでしょうか。

この部会とこの評価書が何回も無限に行ったり来たりするというのも、それぞれ非効率な話なので、そういうことはあり得ないんですが、ただし、これで何といたしますか、以降は各々の設置準備会の中で改善はしていただければしょうけれども、その中でこういうことをお考えいただけるというふうに判断するのかどうかということも含めてでございます。いかがでしょうか。

私が、まず一番最初に驚いたのはですね、これは従来型の資料だからしょうがないのかもわかりませんが、参考資料2で、これが実は概要書でございますが、一番下に「総事業費は60億円を見込んでいる」という記述なんです、我々のここでの議論は、総事業費もちゃんとライフサイクルコストといたしますか、後の運営を含めて総合的に考えるといいますが、そちらの方が重要じゃないだろうかというふうなことは何回も言っているわけですが、ここでは最初の箱物だけの60億円という形の提言になっておりますが、年間たしか7億円ぐらいの運営費がありますので、割引率を幾らに設定するかの問題もあります、単純に考えたらオペレーションのそういうコストだけで170数億円ということになりますから、全体を合わせて235億円だとかというのが全事業費として捉えるべき数字ではないかなというふうには思います。これは従来からそういう形で慣行されていたから、この資料に対してはそういうことなのかもわかりませんが。

いかがでございましょうか。浅野副部部长、お願いします。

浅野副部長 質問というか、ちょっと内容がよくわからないんですけども、評価調書に対して委員会として意見を述べて、部会としてですね、そしてこの評価書が作成されたという経過になりますね。あと、これに基づいていろいろその後の動きがあるわけですが、その後の経過について認識しておくということについては非常に意義があるというか、重要なことという認識はあるんですけども、ただこの評価書に対して、この部会としてさらにつけ加えるというか、異議を唱えるということがどうなのかという、そのところがちょっとよくわからないんですけど、後は政治責任というか、行政側の判断ということになるのではないかなというふうに、私はちょっと簡単に考えていたんですけども、その評価書に対してどうこう言うのはどうなんだろうというちょっと疑問があるものですから、その辺のところをちょっとお伺いしたい。

宮本部長 それは、事務局に対してということでしょうか。(「いや、部長にでもいいんですけども」の声あり) この部会は、それこそ決められた権限しか持っていませんので、それこそ答申をしたら原則的には今までの規定上はおしまいなんですよね、きっと。ですから、今日の会議自体は、そういう意味でいけば、この農短大のことだけに限っては余分なことをやっているのかもわかりませんが、そういうようなことでこれ以降の大規模事業評価というのを進めていっていいのかということにも関わってくるということでございます。少なくとも私の判断ではですね、こういう形で進んでいくのであれば、あまり大規模事業評価部会も頑張る必要はないのかなと正直思ったというか、まず危機感を持ってしまったということは事実ですね。

林山委員 今回の浅野副部長の質問と重なるんですけど、恐らく論点が二つあって、まず今回この農業短期大学の評価書について我々の意見がちゃんと適切に反映されて、県の対応が適切だったのかというのが一つ個別の論点としてあって、もう1個は恐らく参考資料1になるのか、この一連の流れの中ですね、これは別に必ずしも今回我々が議論したテーマ以外でも恐らく当てはまるフローであって、このシステムの中でこの委員会が有効に機能しているんだろうかと。別に権限を持たせるということでは一切なくて、よりエフェクティブなシステムにちょっと変更できないかという、その2点があるというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

宮本部長 はい、そのとおりです。

今、まとめていただいてありがとうございます。

一つは、客観的にこの評価書をもう一回見直していただきたいということが一つ。もう一つは、実は、やはり今おっしゃいましたこの参考資料1のフローチャート上、こういう形で動けばですね、こういう形にならざるを得ないのかなというふうにも思われなくはないんですけど。だから、そういう形でいけば、それこそたかが2カ月で、この前お願いした項目について十分な議論をしていただくというのは、時間的には難しかったというのはよくわかりますが、逆に例えばですね、こういう大規模事業評価というのはポツと単年度でわいてくるわけではないので、もう1年ぐらい予算編成に対して余裕のある段階で議論させていただかなかったら十分原局の方でも対応できないのではないだろうかという、そういう案も一つあるかなというふうには思います。浅野副部長がおっしゃるとおり、決定はもちろん県がお持ちなも

のですから、それに対しては何も申し上げません。

はい、山田委員、お願いします。

山田委員　　ちょっとよくわからないので、流れから外れるかもしれませんが、この参考資料4ですね、横長の。この答申は評価委員会がしているわけですね。それで、評価書はこれは県立大学室が作るものということによろしいんですか。（「はい」の声あり）この事務局で作るのではなくて、大学室で作るわけですね。（「はい、そうです」の声あり）まあ、そうすれば、こういう答えになるんですかね。はい、わかりました。

宮本部長　　論点が二つあるということなので、最初の論点から、今こういうような評価書で返ってきていると。これをだからこの大規模事業評価部会で認める、認めないというような制度にはなっていないのは確かなんですけど、こういうことを期待していたかどうかということも含めて、どうお考えいただけるのかということですけども。

私が懸念を持ちましたのは、我々がああいう答申をした後へこういう形のものが返ってきて、すべてが予定どおりといいますか、当初予定どおりに進んでいくという形になればですね、我々の行った答申自体が十分に反映されているとは私には思えなかったということですね。

だから皆さんは、そうでなくて、これぐらいの答申でしようがないとおっしゃるのだったならば、部会とすればそういう結論になると思います。しかし、私は部会長として、こういう形だけの変え方というのは、いかにも答申を正しく反映しているようには見えないということです。それにつきまして、皆さんのご意見をいただきまして、これらの部会としての意見として県の方にお伝えするというだけでございます。

これは、事業評価委員会と違まして、進める、進めない、止めろとかいう話ではなくて、あくまでも評価が十分かどうかというのを我々の方から意見を申し上げるわけです。こういう形で返ってきたことに対して、それに対して意見を言うことぐらいの役割は県からは頂いていないかも知れませんが、我々としてはやはり言うべきではないかというのが、部会長としての判断です。そういうのは要らないというふうに部会でご判断いただければ、またそれはそれで、このことはそういうことで承るということだと思います。いかがでしょうか。

事務局　　システム上のことだけ、ちょっとよろしいでしょうか。評価の条例上についてちょっとお話しいたしますと、第8条でこうあります。第8条で、「知事は、行政評価委員会の意見を聴き、その意見を当該評価に適切に反映させるものとする」という部分がございます。それで、この条例上、どうだったのかというふうなことがあるのかと思います。

それから、流れの中でどうなっているかというふうなお話がありましたが、例えばA4の流れでお話をしますと、部局が、評価するための調書を作って、それについて意見を頂いて、それで評価書の作成というふうな形になってですね、この評価書のいわゆる答申とか、評価書の内容とか、これらが全部公表されていわゆる県民の前にさらけ出してというふうな作り方になっています。

ですから、例えばこれらが議会にもいきます。9月議会では、例えばこの評価書

について一般質問で、この評価書について真摯にというか、ちゃんと反映をするように努めるのかというふうな形の質問も出ております。

宮本部長 はい、林山委員。

林山委員 すみません、ちょっと的外れで過激なことを発言するかもしれませんが、参考資料4ですが、これ私も大学の研究者としていますので、この中にも大学の関係の先生が4人いらっしゃるの、似たような経験があると思うんですが、論文を投稿するとですね、審査つきという第三者に論文を見てもらった時にですね、専門家に見てもらおうと「ここがおかしい」とかいうことで返ってくるんですね。

僕はこれを見てすごくそう思っているのは、この答申というこの評価委員会で議論したことは、要するにレフリー、ジャッジする人が「あなたの論文は、ここがちょっとおかしいから、ちょっと詰めたらどうか」という項目がずっと11項目あるとお考えになって、そもそも投稿した論文を書いた人が、回答してきたのが、評価書というような、こういう位置づけだと思うんです。

恐らく僕、レフリーでこういう回答書がきたら、その論文は間違いなく落とします。それぐらい僕は回答になっていないと思います。「こういうことについてどう思いますか」「そうは思いません」という回答が基本的なスタンスなんですね。

そもそもこの内容がですね、僕の意見を反映してくれという意味ではもちろんないんですが、判断しているというのは、誰がということを見ると、ご自分たちが判断しているということになっていて、通常こういうものを返すときはですね、第三者が客観的データに基づいているから僕の主張は正しいんだという回答をすべきなのに、判断していると。これは、やはり何というんですか、質問に対して回答している、何というか、マナーというところからすると僕はちょっとあれなのかなど。これはもちろん要約されていますので、そういうふうに見えてしまうのかもしれないんですが、そこら辺はちょっと考え方を改めた方がいいのかなという気がいたします。以上です。

事務局 資料4でちょっとコメントさせていただいてよろしいですか。作り方の問題なんですけれども。

宮本部長 はい。

事務局 実は、この書類は事務局で作りました。特に今後の県の対応という部分がありますが、これが県立大学室とか、いわゆる部局で書いたものではなくて、部局から私どもがですね、こう書いてあるけれどもどうかという形で聴いて、事務局まとめてございます。すみません、これだけ、相手が作ったのが左側2段落はそうですが、この県の対応のこの書き方は事務局、こちらで、聴き取りで書いたものでございます。

宮本部長 そういう意味では、この評価書、参考資料3でどこまで書いていただいているのかということだと思うんですね。それこそ公開されるのもこれが公開されているわけでありまして、先程も述べましたけれども、このアンダーラインがついている

ところは既に部会の中で議論をしていて、それを踏まえて足りないところをという表現になったというふうに私は理解しております。だから、このアンダーラインのところは、何と申しますか、当初の評価書には書いていませんでしたけれども、いわば当初の評価書と口頭あるいは追加資料の説明があって、それに加えて答申の分をお考えいただきたいというふうに出していると思います。また、私はそういう理解だったわけです。しかしながら、それに対してはこの3カ所の黄色の部分しかないというのが、私とすればどこが変わったのか、私自身はこれを読ませていただいてもわからなかった。そこで、どこが変わったんですかということを経務局の方でわかるように資料を作っていたのが、この資料でございます。

山本委員　　まず、そうですね、答申のことについて我々がどうすべきかということにつきましては、答申をしたことについての回答が出た段階で、我々の意見表明をしても構わないというふうに思います。この委員会である程度総意がまとまれば、総意として発言すべきだというふうに思います。

私個人としましては、3回の会議の中で、様々、委員が「こういう資料が足りない」ということをその都度色々お話しする中で、会議の中で「資料が出てきたらその段階で判断できますので、資料を出してください」という宿題を何回か出して、その信頼関係の中でやってきたはずなんですが、なかなか資料が出てこなかったという3カ月の過程があって、結果、最後に「資料がないなら評価ができない」という判断を委員会に出したという経緯がございますので、当然評価不足であるといったことについては最終的に3回待っても出なかったということで、我々としては少し抗議と申しますかね、意見を述べるべきだというふうに考えます。

それで、その補足として事務局の方から出てきた資料4につきましては、きちんと時限が付き、具体的にどういうことをするのかといったことが、大分具体的に出てきていますので、この点については我々の会議が無駄ではなかったのかなということ、この点については評価をしたいというふうに考えています。以上です。

宮本部会長　　はい、ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。浅野副部長、お願いします。

浅野副部長　　あまりないようなので、ちょっと。

今のご意見ですと、そうすると資料不足ということで、こちらも十分意見を言えなかった、評価できなかったという面があったということでしたけれども、それも一つの反省になると思うんですけども、そうするとあの時点では部会を終了させるべきではなかったと。もうちょっと時間をかけるべきだったという反省ということになるわけですかね。今後の委員会の持ち方としてという意味で。

宮本部会長　　よろしいでしょうか。私の理解はですね、「十分な評価をされていないことがわかったから、それをしっかりやってくださいよ」というのがこの部会の使命であるんですね。だから、それが出てくるまで待つというのだったら、それこそいつまでたってもということもあるかもわからない。ここでは、あくまでも評価が十分かどうかということ調べるわけであって、「十分な評価をなされているのならそれについてはいいです」。そして、「最終判断は、県が行なってください」ということ

だと思っうんですね。あの10項目に書いてあるのは、「これらについては十分検討していないんじゃないんですか」と。だから、それについては「ちゃんと検討してから判断してください」というのが、我々からの答申というふうに私は理解しておりますし、そういう制度です。

だから、それについては逆に言えば、不十分だったということを指摘したことが我々の一つの答申であるわけで、それが出てくるか出てこないかというのは、逆に言えば部会の範疇ではないのかもわからない。ただ、十分にそれを判断してから次のステップに動いてくださいというメッセージであるのは間違いないというのが私の理解なんです。それがこの資料3の評価書になってきたというところで、逆に言えば私自身は大規模事業評価のこの部会からの答申の位置付け自体がわからない。こういう形で進んでいくのだったら、その意義が本当にあるのかどうか非常に重大な懸念を持たざるを得ないというのが私の判断であったわけです。

どのようなご意見でも結構なんです、ただけますでしょうか。林山委員、お願いします。

林山委員 誤解しているかもしれません。今の宮本部長の話だとこの参考資料1のフローでいくと我々は3回会議を、一番下の太枠はこの部会を意味しているんですが、3回やって、8月7日に提出して、これをここでいう資料3を作成された。それがこれだということですが、ここからもう一回矢印が戻ってきてもいいのではないかという趣旨ですか。

宮本部長 これです、次の制度的な話として（「はい、絡みますけれども」の声あり）そういう考え方が一つの提案としてはあるかとは思っています。

私の前半の方の趣旨は、これで我々の答申が十分に反映されているかどうかという、この評価書の評価をしるという付託はないわけですが、これはちょっとやはり我々が出したからには、その後は責任がありませんよというふうに見て見ぬふりをするのか、あるいは、これに対してちゃんと意見を言うのかというのも一つ考えなければだめではないでしょうかということですが。

そうじゃなくて、まあ、これでいいですよというのがこの部会の多数を占めるようでしたら、この話はそういう話だということだと思います。

山田委員、お願いします。

山田委員 決していいとは思っていないというのは、先程林山委員が言われたとおりで、多分皆さんもそうだと思いますよ。私もそうだと思うんですが。

このフローからいくと、これでしようがないのかなという、だから多分皆さんも何も言えないで黙っていらっしゃるのだと思うのですが。だから、これは先程私がこの評価書を、改めて誰が書くのかということのを伺ったんですけれども、これはやはり相手がこれに対して真摯に受け止めようとする意欲があるのかどうかで全く違って来るわけで、こういう制度である以上、これ以上これについて言っても仕方がないのかなというのが正直なところ。意見になっていないかもしれませんが。

宮本部長 はい、ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。はい、お願いします。

加藤委員 大変難しいことなんですけれども、私、3回の会合のうちで1回はどうしても出られなくて欠席させていただきましたけれども、十分に資料が出てきて審議されたかなという、そこは何となくまだ納得できない部分があって、そしてきれいな形でまとめて出していただいたんだという、そういう印象が私はあるんですね。

ただ、このフローのところを見ますと、今までがこうなっているのであれば、私はもうこれは変えられないのかなという、そんなような印象を持っておりましてので、このフローについて改めて、ではもう考え直してみたらという、そのご意見についてはすごくいいことではないかというふうに思います。以上です。

宮本部長 はい、ありがとうございます。
木下委員、お願いします。

木下委員 全体として権限はないわけですけれども、任されて一定の評価をまとめ上げるわけですので、事後それが正しく伝わっているのかどうかというようなところまで関心を持って、場合によっては少し違っていたというような伝わり方の段階まで見ていくということは必要なのではないかというふうに思います。

その後、それをどのように県の方で受け止められるかというのは、もうまさに県の問題でありまして、あと私たちがどういうふうに話をしたかということはもう既に公開されているわけで、本来ですと県民の方の目にも触れて、それ自身が県民の判断材料にもなっているのではないかというふうに思うわけです。

それで、フローチャートを見てもみますと、やはり自主的にもう評価を下して、その後円滑に予算の方に話が流れていくという一つのプロセスとして組み込まれているので、そのどのような趣旨で私たちが検討するかということと、どのぐらい私たちの結論が影響力を持つようになるかということは、ちょっと関係してくるのかなという気がいたします。

資料も出てこないという部分もあったんですけども、まだ決まっていなくて、はっきりしていないという部分もあったようには私個人はちょっと思っていますので、時期が遅くなりますと県の方の具体化という流れは、また後にずれ込んでいくことになりまして、かといって早くになるとまた未だ決まっていない曖昧な部分も増えていくというところで、その兼ね合いはちょっと検討の必要があるのかもしれないと思います。

宮本部長 はい、ありがとうございます。
その他、いかがでしょうか。

私は、最初に意見を申し上げたことになっているのかと思いますが、改めて申し上げますと、不十分と思っているんですね。だからこの委員会をコールしたわけです。

先程から言っていますように、この3カ所だけです。しかも抽象的な形のものが入ってきているだけで、我々が出した答申にはとてもじゃないけれども十分に答えていただいているというふうには、私は思っておりません。これは、私の個人的な見解でございます。

それに対して、こちらの大規模事業評価も事務局として原局の県立大学室に「この後、どうなさるのか」という聴き取りをしてもらったのが参考資料の4ということでございますので、この中では15年度だとかなんかで経年的にそういうものを検討していただくような形のこともいく分は書いてはございますが、この評価書しか読めないような記述もあるというのは事実ではあります。

その中において、私が最初に申し上げたように、大規模事業評価ということ自体がですね、こういうような制度だったらほとんど機能しないに等しいのではないだろうかというのが、部会長として責任がある立場上、強く懸念を持ったわけでございます。それこそ、この会議自体も貴重な県費を使ってやっているわけですから、県の施設を使ってやっているわけですから、それに対しても説明責任があるわけです。その中においてこういうような形で、これをそれぞれ看過してですね、見過ごしていいのかどうかというのが、基本的な問題意識でございます。

もう一つは、先程も木下委員もおっしゃいましたけれども、この参考資料の1に書いてあります、このフローチャートで進行していく限りにおいては、それぞれ二月ぐらいの間という形でこの評価書の改訂版を出さなければだめだということにも、二月ではなく一月ですかね、一月ですね、基本的には無理があったということとは間違いないと思います。

逆に、今こういう大規模事業評価というものを、それなりにこういうプラン・ドゥー・シーのステップの中に入れるという意味におけばですね、やはりちょっと拙速に事業のスケジュールが立っていて、それに対して一応評価を行なったというふうに見ても、それぐらいのレベルにしかならなくなってしまうのではないだろうかと思います。

一つの反省として、次のステップの方に考えれば、やはり事業予算を取る1年ぐらいは余裕があってですね、こういうような評価というのをかけなければ、実質的にはうまく評価の方に反映していただけないのではないのかなというのが、今回の経験から私としては強く感じてはいるところでございます。

はい、お願いします。

加藤委員 今、部会長さんがおっしゃられたとおりだと、私もそのとおりだと思うんですね。これはもう9月の補正でやりたいんだということがまず先にあって、非常にスケジュール的にも忙しい、そしてその資料も十分ではないところで決まっていたというような、そういう印象が私もあるんですね。

やはり大規模事業ということについてはですね、もう少し長い時間をかけて慎重に審議していくべきではなかったかなというのは、私も感じております。

宮本部長 はい。山田委員、お願いします。

山田委員 やはりさっきと同じところにこだわるんですが、この条例自体がそうなっているんで、その条例そのものも問題なのかもしれませんけれども、評価書の原案を作成をするのは当該事業部局でいいと思うんですが、この大規模事業評価部会で出された意見と、それから当該事業部局で出されたものを、やはり、もう少し県が作成するにしても、県全体として少し客観的な作り方をしないと、結局その当該事業部局がこういう形で対応するのであれば、この制度はあまり意味がないような気がする

んですね。一応意見をいろいろ聴いたということでは意味があるのかもしれませんがけれども、それが結果的に十分反映されないとすると、どうかなという疑問は感じます。

宮本部長 はい、ありがとうございます。
林山委員、お願いします。

林山委員 山田先生は、今控えめにご発言されたようで、僕はもうちょっと過激に表現しますけれども、皆さん、この委員に所属されている方はその分野で専門的な知見を持っておられるから来ているわけなんです。むしろ形式化していると、無意味じゃないかというようなことは、僕はまさに正しいと思うんですが、無意味だったらまだ救いようがあるんです。

ところが、こういう評価書が出されて一般的に公開されると何が一番問題かというところ、実は我々は用心棒になっているわけですね。色々言っているんですが、結局色々専門的な立場を見ても、やはり彼らはオーケーと言ったんだと一般市民は捉えるわけです。ですから、そういった意味で僕は無意味な方がまだ救われていて、必ずしも皆さん、これは我々のリプライに答えたあれだとは思っていないわけですが、ところが一般市民はこれを見た時には、この有名な先生方がオーケーと言っている、そうしたらもう問題はないだろうと、こういうことにとられかねない危険性を持っているわけです。そういった意味でも何かそういったフィードバックみたいなシステムを考えないと、本当に無意味どころか、我々にとっては何か本当に、まあ、僕は人相が悪いので用心棒とよく言われますけれども、そういう形になってしまうのではないかというのが、ちょっと懸念されるところです。

浅野副部長 今言われた有害性というか、それを逆にこちらでまさに裏づけることになるのではないかということなんでしょうけれども、でも一応はここでの意見が公表されているわけですから、そこは最終的には市民にというか、県民に理解していただけるのではないかという考え方もあるのではないかと思うんですけれども。

それから、もう一つは、部会長が懸念されていることは、これを一つの経験として今後の委員会の持ち方としては、当然考えていかなければならないということが一つですね。

それから、もう一つは、部会がこれだけあるわけじゃなくて、他の部会もあると思うんです。そうすると、その他の部会でもやはり同じような考え方というか、懸念を持っておられるのかどうか。そこはやはり全体会というか、本体の方で検討すべきことなんでしょうかね。

それから、例えばこの部会で評価調書に対して検討の結果、反対だと。この事業については、反対だという意見も当然あり得ると思うんですよね。そういう意見を出した場合に、県として、行政側として考える場合に、それを受け入れて中止する方向で進めるか、部会の意見に反してでもやはり実行するんだということによっていくと、そういうやり方もあると思うんですよね。そうすると部会の意見に反して行政側が進めるという場合については、これに対して部会としてそれ以上のことは言えないのではないかというふうに思うわけです。やはり限界があるのではないかと。

そういうことが一つと、それから今の制度としてですね、制度をいじくるということが、改革するということで、答申した後に評価書を作られたと。そして、その評価書を再度部会で検討すると。そういうような形の制度を作ったとしても、部会がやはり同じ意見を出した。行政側は同じ判断だということになると、やはり行ったり来たりで結局はあまり意味がないというか、そこは政治判断に任せざるを得ないのではないかと。そういうことを考えると、やはり部会というか、この委員会としての限界。諮問委員会としての限界というのはあるので、やはりやむを得ないのかなという感じはしますけれども。

宮本部長 ありがとうございます。

インターネットで流れたり、色々な形で意見が流れてはいるといっても、これについて一番よく知っているのは我々だと思うんですね。我々が何も発言しなければ、これは黙認というか、認めたことになるというのは一般的な判断ではないですかね。というのが最大の懸念だったわけですね。我々が黙認しているというか、黙認じゃなくて承認しているというふうに思われるのではないかなと。それはさっき林山先生がおっしゃったように、逆に我々がそれをギャランティーを与えているような形になってしまうというのは最悪だろうというようなことも当然言えることだと思います。やはり黙っていることは、認めたことになってしまいますね。そして、逆に黙っていることは、やはり私はこの部会を預かった長としては、無責任な行動だと判断したからこういう会議を開いていただいたということでございます。

本委員会では必ず、本委員会があればその時に発言しなければだめなのはよくわかっております。

それと、ここでの議論はちょっと違いまして、我々は決してこの農短大に、私個人としてもですね、反対しているとかそういう話ではないわけです。事業を止めなさいとか何かという話をしていてはなくて、「検討が不十分ですから、そこは検討してください」ということを言っているに過ぎないわけですね。

ですから、そういう検討がなされているかどうかであって、県がそれこそ行政判断として進められるか、止められるかというのは、もう当然県の権限であります。予算も当然議会の権限であるわけで、それに対して我々は何ら言うことはありませんが、少なくとも我々に対して課された使命は、そういう評価が十分かどうかということに対して我々はどう考えたかと。それに対して答えていただいたことに対しては、少なくとも1回目ぐらいは、もう差し戻しはないにしても十分とは思えないとか、あるいはこれぐらい考えていただければいいのではないのでしょうかとか。特に問題がない時は、それこそ黙っているということは一つ承認したことになると思います。だから、今回も十分な評価書が出てきていけば何も我々アクションを起こさなくていいというのは、そういう形でこのフローチャートができていくんだというふうに思います。

あくまでも政治判断でこういう評価以外の視点からやるべきだ、やらないべきだということは、当然行政判断としてやっていただくことであって、それに対して我々は何らそのことに対してクレームをつける位置付けではありませんし、そういうことをしようとは私自身は思っておりません。

山田委員 そういうことで、この条例に基づくフローが展開されるということ、容認すると

ということだと思っんですけれども、その時にやはり部会なり、あるいは全体の評価委員会として、せめてコメントを述べるというぐらいの機会は欲しいですね。県が出されてきた評価書に対して、こういうふうに考えるというコメントを出す機会はせめて欲しいですね。それがどう実行されるかどうかということは別として、その評価部会での審議の結果に対して、最終的な評価書がどういうものであったかということ、まあ、部会長も今そういったことを言いたいというお話だったと思いますので、何かそういう流れをどこかで用意していただければいいかなというふうに思います。

宮本部会長 ありがとうございます。
 その他、いかがでしょうか。はい、どうぞ、お願いします。

山本委員 山田委員と基本的に同じ意見です。この部会が県の下に所属しているといったようなフローチャートになっていますが、実は私たちは市民の代表としてこちらで細かい資料をいただいて検討しているというふうに考えます。

制度としては、諮問があって、答申があってという1回の往復の制度ですけれども、市民の代表という立場からすれば、答申が終わってこれで仕事が終わりでなくて、非公式であってもきちんともう一度差し戻しをするということは、我々の責任、市民としての責任であるかというふうに考えます。ちゃんと資料をいただいて検討した、よりわかった市民のコメントあるいは意見に対して、県が何も答えないといったようなフィードバックがないのであれば、それは、そもそもおかしな話ということになるかと思っんですので、我々はまとまった意見を述べるべきだというふうに考えます。

宮本部会長 はい、ありがとうございます。
 その他、いかがでしょうか。

浅野副部会長 今、改革すべきというか、そういう考えが一つ、二つ出てきたわけなんですけれども、私は諮問委員会としての限界ということから、なかなか難しいのかなという感じの方が強いんですけれども、それで逆に部会長に質問したいんですけれども、今後どうすればいいか、どういうふうにしていくべきかというようなところ、恐らく色々お考えになっていると思っんですので、その辺のところをちょっと逆にお聞かせいただければと思っんですけれども。

宮本部会長 まず、私とすればですね、個人的にでもやはりこの評価書は不十分だという表明はしたいと思っっています、個人的に。少なくとも。

ただし、これはスケジュールとして今制約があったということもちゃんと理解の上でございます。ですから、今後、行政判断として進めていかれるわけですから、我々の少なくとも答申に対して最大限の配慮をにおいて、そして各段階において1個、1個答えていただくような進め方をお願いしたいというのが、今、この段階においては個人的に言えることかなというふうに私は思っっています。これは部会の意見ということではなくて、私の例えば個人的な意見でございます。

もう一つは、先程申し上げましたとおり、このスケジュール自体が逆にこの大規

模事業評価という形においては、あまりにも何と申しますか、拙速に行なわざるを得ないといいますが、その段階があると。大規模事業評価は先程も申し上げたとおり、今年ポツと出てくるようなものが大規模事業評価というのはほとんどあり得ないわけなので、少なくとも1年間ある意味では寝かしてもいい形の期間で出していただいて、審議はこれくらいでいいと思うんですけどもね。それに対する対応をじっくり1年、半年かけてやっていただいて、それで次のステップに行くかどうかの判断をしていただきたいと思います。

その段階においては、部会に対して1回ぐらいフィードバックがあった方が望ましいのではないかというふうには思います。今の形では、制度的には部会は答申をしたらその段階でお役御免であって、あとは一切関われないという形になっていきますので、やはり何と申しますか、これを受ける立場と出す立場ではかなり受け止め方も違うわけなので、そこでもう1回はチェックを入れるというような話があるかと思えます。

ここの答申で掲げた項目は何と申しますか、無理難題の項目をお願いしているわけではなくて、普通の民間事業だったら当然やっているような判断をお願いしているに過ぎないと思うんですね。ですから、それに対して1個、1個に100ページのレポートを書いてくださいなんていうことを言っているわけではなくて、そういうことは考えていますよというような抽象的な表現ではなくて、どういうふうを考え、どういうような対策を考えているのかを明記していただきたいと思います。

例えば、それこそいろいろな項目について、あくまでも検討しています、考えていますということで、この場で口頭でご回答をいただいたことからほとんど進んでいないと思います。時間的に無理なんですね。逆にね。今回については、それは時間的な制度といいますが、スケジュール的に無理だったということで、それはそういう背景があるということは十分理解しての話なんですけれども。逆に今回はそういう形で進まざるを得ないんだったら、少なくとも答申の内容はしっかり反映していくことをこれから考えていただいて、事業の進捗段階に合わせてそういうことも公表していただきたいというふうに、これは要望として言いたいと思いますね。

もう一つは、この大規模事業評価にかかるスケジューリングも十分な対応ができるスケジュールとして事務局の方で再度お考えいただきたいというふうに思えます。それが、私が今のところ考えていることです。

林山委員　　ちょっと事務局に質問ですが、参考資料1のこのフローチャートの件ですが、これは大規模用で作られたというお話だったんですが、これはもし「大規模」という字をとると、他の事業のこういったような部会をやるときに、スケジューリング的には同じようなものなんですか。

事務局　　例えば公共事業の再評価という部会がありますが、やはりこのような形のフロー、ほとんど同じでございます。

林山委員　　再評価という意味は、もう手がついているやつですよ。そうじゃなくて、新規で、大規模にひっかからないもっと小さいといいますがね、規模が小さいやつ時のスケジュールリングというのは、どういうふうになっているんですか。

事務局 特にそれは、評価とか、制度がございませんので。（「ああ、そうですか」の声あり）

宮本部長 恐らく大規模事業評価のところはない段階で粛々と予算化されていくということだと思います。

林山委員 僕がそれを伺った理由はですね、僕は別に何かちゃんとしてB/Cぐらいチェックしているのかなと思っていたものですからそう思ったんですが、要するに小規模なやつと大規模なやつとスケジューリングをですね、大規模の特性を考えてちょっと長期で見ているとか、そういう配慮があるかなという意味で「似たようなスケジュールなんですか」ということなんですが、ないわけですね。

大規模の時には、もっと皆さんお話のようにですね、時間をとってというのももちろんなんですが、大規模という意味はやはり財政リスクが大きいということだから敢えてエクシプリシットに取り上げて検討しているわけで、もちろんそれによって発生する効果も大きいとは思われるんですが、そのためには余計ですね、財政リスクが大きい分、慎重にやはりやらざるを得ないと思うんです。

もう1個質問が、ちょっとそのスケジューリングに絡んであるんですけども、「県民意見聴取に寄せられた意見はなし」というのは、この期間というのはいつなんでしょうか。要するに、僕がこの会議を知らずに一般市民だとすると、公表が8月21日、一般市民には。それで、要するに予算の議会審議の9月11日までの間に20日間ですか、その間に意見を言えるチャンスがあるという意味ですか。

事務局 このフローでお話をしますと、例えば具体的には、県が最初に作った5条の書面を部会に諮問しました。それで、諮問されたと同時に、その直後ぐらいに県民意見聴取という形で（「これのことか」の声あり）5月31日から6月24日までの期間を出して、この間になかったということです。（「ああ、この間ですか」の声あり）はい、そうです。県民意見が出ればですね、その内容をこの部会にもお出ししてというふうなシステムでございます。

林山委員 ということは、すみません、愚問なのかもしれませんが、この参考資料3が公表されたときに、インターネットが何かで市民が見て「大丈夫なの」という懸念を持ったときは、話は聞いてもらえるシステムになっているんですか。

事務局 その話はですね、一般的には「知事さん、あのね」とかですね、そういった中で対応が可能なんですね。ここに意見が出てくると。県民の皆さんの意見が出てくるという手法なんですね。それに対してそれぞれ対応していく。

加藤委員 「知事さん、あのね」という形で意見を言うことができるということですが、実は私どもの団体でも知事さんに色々お願いをしたことがあるんですけども、お返事を頂いたのがかなり遅かったということでありまして、それは、やはり市民に意見を公表してですね、意見を聴くという手段としてはちょっとそれはまずいのではないかなと。もし、インターネットで公表するのであれば、「こちらの方にインターネットで意見を寄せてください」とすぐアクセスできるような、そう

いうシステムがないと実際には役には立たないだろうというふうに思いますけれども。

宮本部長 いかがでしょうか。

もう一つですね、先程言い忘れましたが、例えばこの評価書ですね、この資料3になります。これは最初的评价書ですけども、これ自体ですね、出していたく時は、今日の資料で出していただいたような形で出していただくという形が次からは望ましいのではないですかね。

だから、これをですね、どこが変更点だとか、どこが追加点だとかとわからなかった場合は、それこそ何に対して答申があって、それに対してどうなのかというのが見れないですよ。だから、これを最初に出された時は当然アンダーラインだとか、黄色のマーカーはついていないわけですよ。ついているんですか。

事務局 これに関してはですね、アンダーラインを引いて公表しました。

宮本部長 でも、アンダーラインというのは、我々からすれば当然審議の対象だった項目なわけですよ。（「はい、そうです」の声あり）だから、答申の対象となったものまでがアンダーラインであって、答申の後につけ加えたのはこの黄色のところ3カ所しかないわけですね。（「これは、また私どもで」の声あり）いや、だから、そういう形で審議の後につけ加えたのはどこのかということをやちゃんとわかる形でこの評価書も書いていただいた方がいいと思うんですね。その2段階で。だから、今日の資料のような形ですね。

いかがいたしましょうか。一つは、今回のこの評価書について、我々として意見を述べるのかどうかということもありますし、これが全体の部会としてそういう意見を述べるのかどうかという話と、それから、部会の一委員として述べるのかという話もあると思います。

山田委員 もし部会として述べる機会があるならば、述べた方がいいような気がいたします。それから、ついでですけども、このフローの評価書の作成、最終的な評価書の作成、条例第10条に基づくというやつは、これは制度上可能かどうかわかりませんが、もう少し事務局というか、この制度を取り扱っている事務局がもう少し責任を持ってこの評価書の作成に関わるべきだと私は思いますが。

宮本部長 今、2点ございまして、一つは今回の農短大の評価書に対して、部会として意見を述べてはどうかというご提案と思います。

もう一つの方は、ちょっと全体の流れの話になってきますので、ちょっと別件かと思いますが、とりあえずいかがいたしましょうか。この資料3の評価書に対して部会として意見を述べることについてなんですが、例えば意見を述べるとすれば、先程私が申し上げたとおり今回は日程上の関係からそういうようなご判断をされたのかもわからないけれども、部会とすれば十分な評価書に改定されているとは判断しかねると。ですから、今後事業遂行に伴っては、答申を最大限ご配慮いただきながら進捗段階に合わせて、それに対する対応を広く県民にお知らせいただきたいというのが一つの案だと思いますけれども。

浅野副部長 その意見というのは、誰にという意味なんですか。対象は。

宮本部長 県に対してですね。我々は基本的には、第三者機関ですね。

事務局 知事というふうになるかと思います。
今だと部長から知事ということですね。

宮本部長 県と知事は同じなんですか、はい。

浅野副部長 その部会の持ち方というか、部会の意見の反映のされ方について行政というか、県、知事に対して意見を言うのはいいかもわかりませんが、答申の内容が反映されたか反映されなかったかについての不満を知事に言うというのは、これは制度としてちょっとおかしいのではないかというふうに思いますけれどもね。

宮本部長 制度的には規定されていないと思いますね。確かにご指摘のとおりですね。

浅野副部長 本来、諮問委員会というのは、知事の配下というか、知事の方を指すための手続的なもので、参考意見を聴くというそういうものが本来の委員会のあり方だと思いますので、それをちょっと超えるのかなというふうに思います。持ち方、反映のされ方、やり方をというのは、それはもっともだと思いますけれども。

宮本部長 いかがでしょうか。制度としてそういうことがないというのは確かだと思いますが、ご意見いかがでしょうか。木下委員、お願いします。

木下委員 先程正しく伝わるところまでというふうに申し上げたんですけれども、あまりそれに対して不十分な評価書が出てきたということであれば、実行を確保するということには至らなくても一言、姿勢としてこのように捉えたということまでは、もちろん制度に決めていなくてもイレギュラーな形で申し述べるということは可能なのではないかというふうに思います。

もし、もっとこの場での検討を効果のあるものにするということになりますと、今後は長期的にですけれども、もう少しやり方そのものの検討を加えて、今後あまりそういうことをする必要のないような形にもっていくということは大切だと思いますし、後は評価書についても、ちょっと職員の方のご負担を思うと言いつらいのですが、推進する側の方だけが携わるのではなくて、もっと中立的な立場においての方たちの目も加えて作成されるのが望ましいのではないかというふうに思います。以上です。

宮本部長 はい、ありがとうございます。
林山委員、お願いします。

林山委員 アプローチは、僕は先程の浅野副部長の発言に基本的に賛成なんですけど、二つあって、部会としてはちょっと現行のルールとしては逸脱していると。でも、言っ

ていることは、僕は極めて正しいと思います。この過激な僕でさえも正しいと、一瞬引っ込もうかなと思うぐらいですからそう思うんですが、ですから、もし意見書等を出すんだったら部会名ではなくて、やはり個人名、我々の名前を連名にしても僕は構わないと思っています。まあ、それがたまたま部会と同じメンバーだったという形にして、部会名はその場合は出さない方が浅野副部長のおっしゃっているような意味で、僕はそれが正当だと思います。

ただし、部会として、「大規模事業評価部会で、こういった議論が内部にありましたよ」と言うのは、親の評価委員会、恐らく宮本先生が親委員会にご所属になられていると思いますから、そこは部会としてこういう意見があったというのは、これは我々の権限を逸脱していない範囲だと思いますので。ですから、二つのルートを通じてやるというのはいかがかなというのが意見です。

宮本部長 はい、ありがとうございます。

部会として意見を上申するというのは、諮問も受けていないのを答申するというのは、制度的には問題があるといえますか、まあ、問題があるのかどうかわかりませんが、というご意見もありますので、基本的には個人的にご意見がある方は個人的なメモとして事務局を通して知事あてに出していただくという形でいかがですか。（「連名でも構わないと思うんですけども」の声あり）部会で出さない場合は、連名で出すというのは余り逆に良くないと思います。

多分各委員の方、個人個人やはり受け止め方はちょっと違うと思うんですね。だから、それを一つの意見に集約するというのはまた難しい話がありますので、時期を逸しない限りにおいてご意見がある方は、できれば12月の第2週ぐらいまでを目途にお考えいただきたいと。必ずしも出してくださいというお願いはいたしません。個人のご意見として大規模事業評価の事務局の方に出していただければというふうに思います。

もう一つは、当然親委員会といえますかね、行政評価委員会は1月にあるらしいので、その中ではこういう事情であって、我々としてはこういうふうに考えて、こういうようなことを部会では議論したということは、ご報告させていただきます。

もう1件は、先程色々なご意見が出ていましたけれども、先程のこのスケジュール自体が無理があるということと、もう一つは誰がこの評価書を書くのかというのを山田委員はじめ木下委員もおっしゃっていました。しかし、これを原局以外で書くというのなかなか難しい話ではあるんですね。そこを踏まえて、そこをまず評価書を誰が作るかご検討いただくということだと思いますし、もう一つあったのは、このスケジュールはどう見ても、完全な評価書があった場合ではこれでいいというスケジュールですね。ものすごくいいプロジェクトで完全な評価書があれば、これでそのままいけますよということですね。逆にこれでは差し戻しみたいなの、時間をかけてのご検討というのは、できないスケジュールになっているんですね。したがって、今回は、それにも関わらずああいうのを出したこと自体に、逆に原局に対しては無理なことをお願いしたのかもわかりません。そういう意味では、このスケジュール自体をですね、積極的に改定するように事務局の方でご検討いただきたいというのが、これは部会としてお願いしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

では、確認いたしますが、農短大のこの評価書に対しましては、個人のご意見と

して、もしおありならば、目途とすれば12月の第2週ぐらいまでに評価室の方に出していただくこと。これは、当然強制ではございません。個人のご意見としてお願いしたいと思います。

もう一つは、先程申し上げましたように、この大規模事業評価自体のやり方についてですね、事務局でご検討いただきたいというのは、これは部会としてお願いしたいということにしたいと思います。今のまとめでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

宮本部会長 はい、それでは、私の方で考えておりましたのは以上でございまして、実は議事の2番目も直接ではありませんけれども、間接的にはその中身に入らせていただいたかと思えます。そのほか、委員の方々にですね、この機会に何か今日のことを含めまして、ご発言があればお受けしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

宮本部会長 はい、大変ありがとうございました。
あと、事務局、よろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局 事務局から、よろしいですか。(「はい」の声あり)今のメモを出していただくのは、それはメモだけ出していただいて、それで形式というか、体裁というか、そういうものは部会長さんと事務局でということでもよろしいでしょうか。何か形式がばらばらというのもどうなのかなと思って。

宮本部会長 いや、だから、そういうものを出すときのかがみというんですか、そういうのに合わせていただければいいと思ひます。コメントはそんなに何ページも書くというのではなくて、趣旨だけお書きいただければと思ひます。個別のこの項目はどうだとかという話ではありませんので。

事務局 そうすると、形式というか、様式というか、それを事務局で一応作らせていただいて、それをお送りして、そこに

宮本部会長 そうですね、できれば事務局の方から各委員の方々にメールをお送りいただいて、そのメールに返信で内容だけお送りいただいて、最終的にでき上がりをファックスか何かでご確認いただくということでしょうかね。(「はい」の声あり)

司 会 それでは、以上をもちまして宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。

宮本部会長 どうもご苦労さまでした。

宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会

議事録署名委員

議事録署名委員